

令和3年度 長岡市移住・就業支援事業補助金募集要領

1. 制度の概要

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から長岡市へ移住して、就業または起業等をする方に対し、補助金を交付します。

2. 補助対象者

次の①の要件を満たす方のうち②～⑤のいずれかの要件を満たす方が補助対象となります。

① 移住等に関する要件

＜移住元に関する要件＞

【令和3年3月2日以前に転入した方】

以下の(ア)及び(イ)の要件に該当すること

(ア) 長岡市へ住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域（※注1）以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤（※注2）をしていたこと。

(イ) 長岡市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

【令和3年3月3日以降に転入した方】

以下の(ア)及び(イ)の要件に該当すること

(ア) 長岡市へ住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域（※注1）以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤（※注2）をしていたこと。

(イ) 長岡市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

※ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

※注1 条件不利地域は以下の地域になります。

【東京都】

檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】

秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】

館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】

山北町、真鶴町、清川村

※注2 東京23区への通勤については、雇用される者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者として雇用されていたときに限ります。

<移住先に関する要件>

以下の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たしていること

- (ア) 長岡市に住民票を移して転入していること
- (イ) 補助金申請時において、転入後3か月以上、1年以内であること
- (ウ) 補助金申請日から5年以上継続して長岡市に居住する意思があること

<その他の要件>

以下の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たしていること

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- (イ) 日本国籍を有する者または日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項に定める在留資格のうちの永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- (ウ) その他新潟県及び長岡市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと

② 就業先に関する要件

【令和3年3月2日以前に転入した方】

以下の(ア)～(キ)の全ての要件を満たしていること

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること
- (イ) 就業先が新潟企業情報ナビに掲載されている求人であること
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて当補助金の対象法人に就業し、補助金申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること
- (オ) 上記(イ)への求人への応募日が、新潟企業情報ナビに当該求人が当補助金の対象として掲載された日以降であること
- (カ) 補助金申請日から5年以上、当該法人に継続して勤務する意思を有していること
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

【令和3年3月3日以降に転入した方】

<一般の場合>

令和3年3月2日以前に転入した方の就業要件と同じ

<専門人材の場合>

内閣府が支援するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方で、以下の(ア)～(オ)の全ての要件を満たしていること。

- (ア) その勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期限雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) その就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地での変更でなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③テレワークに関する要件（令和3年3月3日以降に転入した方が対象です）

以下の(ア)～(イ)の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④本事業における関係人口に関する要件（令和3年3月3日以降に転入した方が対象です）

以下の(ア)～(ウ)のいずれかの要件を満たしていること。

- (ア) 長岡市へのふるさと納税（地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附をいう。）の額が4万円を超える者移住前において長岡市へのふるさと納税が4万円を超える者
- (イ) 移住前において長岡市が指定する移住に向けたイベントに参加の実績がある者
- (ウ) 長岡市出身者又は長岡市に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。）を卒業した者で、34歳以下又は就職氷河期世代（昭和41年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者をいう。）に該当するもの

⑤起業に関する要件

新潟県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定後、1年以内であること

3. 補助金額

- 単身：60万円
- 2人以上の世帯：100万円

【2人以上の世帯に関する要件】

2人以上の世帯については、補助金を申請した者（補助金申請者）を含む2人以上の世帯員が以下の(ア)～(エ)の全ての要件を満たしている必要があります。全ての要件を満たさない場合には、単身の申請として取り扱います。

- (ア) 移住元において、補助金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと
- (イ) 補助金申請時において、補助金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも補助金申請時において、転入後3か月以上1年以内であること
- (エ) 補助金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと

4. 申請書提出期限

令和4年2月28日（月）まで

5. 補助金の申請方法

交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、直接または郵送により提出してください。

<提出書類>

【必須】

- 交付申請書(第1号様式)
- 誓約事項(第1号様式別紙1)及び個人情報取扱い(第1号様式別紙2)
- 写真付き身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカードの表面、在留カードなど)
- 移住元の住民票除票の写し

※申請者の住所の履歴によって、複数書類が必要となる場合があります(長岡市に住民票を移す直前10年間のうち通算5年以上東京23区内、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたことの確認のため)ので、事前に申請窓口にご確認ください。

- 2人以上の世帯として申請する場合には、申請者以外の世帯員の移住元の住民票除票の写し(世帯主・続柄が記載されているもの)

- 長岡市転入後の住民票の写し

※2人以上の世帯として補助金申請を行う場合には、世帯員全員分を含むもので、続柄が記載されているものが必要となります。外国籍の方の場合には、在留資格等がすべて記載されているものがが必要です。

【該当する要件に応じて提出いただく書類】

《雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合》

- 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

《個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合》

- 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)
- 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

《東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合》

- 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

- 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

《要件を満たす就業をした場合》

- 就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- 《要件を満たす起業をした場合》
- 起業支援金の交付決定通知書の写し
- 《テレワークの要件に該当する場合》
- 所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）
- 《長岡市が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合》
- 当該関係人口であることを証する書類（長岡市へのふるさと納税に係る寄附金受領証明書の写し、長岡市が指定する移住に向けたイベントに参加した際の申込書の写し等、長岡市出身であることがわかる書類（戸籍の附票等）、長岡市内の大学・高専、専門学校の卒業証明書のいずれか）

6. 結果の通知

提出された交付申請書及び添付書類の内容を審査し、交付・不交付を決定のうえ、書面で結果を通知します。

7. 補助金の支払い

交付決定の通知後、申請者から市へ移住支援金の請求書を提出します。提出された請求書をもとに、市から申請者が指定する口座に補助金が振り込まれます。

8. 補助金の返還について

次のいずれかの区分に該当する場合、補助金の全額または半額を返還していただく必要がありますので、ご注意ください。

※ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、新潟県と長岡市が協議のうえ、やむを得ない事情があるものと認めた場合はこの限りではありません。

区分	返還額
(ア) 虚偽の申請等を行っていた場合 (イ) 補助金の申請日から3年未満に長岡市から転出した場合 (ウ) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 ※補助金申請者の就業状況を確認するため、長岡市から勤務先へ就業状況について情報提供を求める場合があります。 (エ) 新潟県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合	全額
(オ) 補助金の申請日から3年以上5年以内に長岡市から転出した場合	半額

補助金の返還に該当する場合には、長岡市移住・就業支援事業補助金変更届出書（第3号様式）に必要書類を添付して提出してください。

<必要書類>

【上記区分（イ）または（オ）に該当する場合】

○長岡市の住民票の除票の写し

【上記区分（ウ）に該当する場合】

○法定の退職証明書もしくは離職票

【上記区分（エ）に該当する場合】

○起業支援金の交付決定を取り消されたことが分かる書類

9. マッチングサイト及び起業支援金、専門人材について

【マッチングサイトについて】

移住支援金対象法人の求人情報を掲載した新潟県の運営するマッチングサイトについては「企業情報ナビ」(にいがた job café)をご覧ください。

【URL】 <https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>

【起業支援金について】

起業支援金については「公益財団法人 にいがた産業創造機構 (NICO)」のWEBサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.nico.or.jp/>

【専門人材について】

専門人材については内閣府の運営する「プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト」をご覧ください。

【URL】 <https://www.pro-jinzai.go.jp/>

10. その他

- ・当補助金の申請にあたっては、本募集要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市移住・就業支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。(長岡市ホームページから閲覧できます。)
- ・当補助金の申請等に係る各種様式は、長岡市ホームページよりダウンロード可能です。

<問合せ・申請窓口>

長岡市商工部 産業立地課 雇用促進係

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地

フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階

TEL 0258-39-2228 FAX 0258-36-7385

E-mail koyou@city.nagoaka.lg.jp